

# ATLAS

## 🌸🌸資産税～お役立ち～新聞🌸🌸

📌 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 📌

第5号(2016年1月)

アトラス総合事務所

東京都渋谷区南平台町2-17 日交渋谷南平台ビル6階

(TEL)03-3464-9333



### ✉️ ≪ 協議離婚と裁判離婚 ≫ ✉️



#### 〔離婚手続きの種類〕

日本における離婚手続きには、下記のような種類があります。

当事者同士で離婚するか否かや離婚に伴う財産分与について話し合い、ここで異議無く話がまとまり、離婚届出書を市区町村役場に提出すれば離婚が成立します。

これが『協議離婚』です。

当事者同士の話し合いで結論が出ない場合には家庭裁判所において『調停』という手続きをとり、家庭裁判所が間に入って話し合いをします。

ここで成立する離婚を『調停離婚』といいます。

『調停』においても結論が出ない場合には家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所の審判により離婚の審判を下してもらう事になります。これを『審判離婚』といいます。

家庭裁判所による審判でも決着がつかなければ、裁判による離婚を提起します。

これが『裁判離婚』であり、最後の手段といえます。



#### 〔協議離婚〕

民法上、協議離婚については『夫婦は、その協議で離婚することができる』旨を定めています。(民法第763条) 離婚する当事者が話し合いを行い、双方が合意すればいつでも離婚する事が可能なのです。



#### 〔協議による離婚の届出〕

『協議離婚』の場合、離婚の届出は離婚する双方と20歳以上の証人2名以上から口頭により

又は署名した書面により行う必要があり、市区町村役場に受理されて離婚が成立します。



### 〔裁判離婚〕

裁判による離婚は離婚するための最終手段と言えますが、実はこの『裁判離婚』はどんな理由でも提起出来る訳ではないのです。



### 〔裁判離婚はその理由が限定されている〕

- 理由 1 不貞行為・・・これはつまり『配偶者の浮気』です。
- 理由 2 悪意の遺棄・・・夫が家を出たり、反対に妻を家から追い出したりして意図的に同居せず、生活の協力扶助をしない、つまり棄てられた場合の事です。
- 理由 3 3年以上の生死不明・・・相手が悪いという訳ではなく、生死不明の状態が3年以上も続き、婚姻の実質が失われている場合には離婚を認めるという趣旨です。
- 理由 4 強度の不治の精神病・・・『理由3』と同様、もはや治る見込の無い強度の精神病を患っており、婚姻生活の実質を取り戻せないと見込まれる場合には、離婚を認めるという趣旨です。
- 理由 5 その他婚姻を継続し難い重大な事由・・・重体の配偶者を看病しないとか、酷く殴りつけるといった虐待行為、その事実もないのに泥棒したとか浮気したと言いつけりをつける等の重大な侮辱行為により、もはや婚姻生活を続けることが困難な場合には、離婚を認めるという趣旨です。



### 〔理由があってもダメな場合も〕

原則として上記の理由があれば離婚の為の裁判を提起する事が出来ますが、裁判所は『裁判離婚』の理由がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却する事が出来るとされています。(民法第770条2項)



### 〔裁判による離婚届出〕

裁判による離婚であっても離婚届出を市区町村役場に提出する必要があります。

なお、『協議離婚』の場合は離婚届出が市区町村役場に提出されてはじめて離婚が成立しますが、『裁判離婚』の場合はその判決が決まった時点で離婚が成立します。

 [終わり] 

### ご案内

アトラス総合事務所では、将来の相続税対策、簡易財産診断、後見人問題、不動産登記に関する事柄等々、様々な御相談に対応しております。

『我が家は相続税が課税されるのかな?』、『相続税対策として会社を設立するとお得って本当?』等、質問・相談がございましたら、御遠慮無く弊社担当者まで連絡をくださいます様、お願い申し上げます。